

労働安全衛生法に基づく特別教育に係る 修了証の再交付・書替えについて

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長崎支部長崎職業能力開発促進センターは、職業訓練の一環として、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく特別教育を実施しております。


このたび、平成18年度以前に実施した特別教育の修了台帳の保存期間を以下のとおり変更しました。

当該変更に伴い、特別教育修了者に対する修了証の再交付・書替えの申請の有効期間は、修了証交付から5年間となり、有効期間を過ぎた場合には再交付・書替えが受けられなくなります。

なお、この変更は、特別教育は事業主が労働者に危険・有害な業務に就かせる際に行わなければならないものであり、危険有害な業務に係る取り扱い方法や科学的理論は、時代の経過とともに変化することから、事業主の指示のもと改めて特別教育をうけた方が適切であるとの趣旨によるものです。

何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

変更内容	
変更前	
平成18年度以前に実施した特別教育に係る修了台帳の保存期間	: 30年
平成19年度以降に実施した特別教育に係る修了台帳の保存期間	: 5年



変更後	
実施した特別教育に係る修了台帳の保存期間	: 5年

【お問い合わせ】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長崎支部 長崎職業能力開発促進センター
諫早市小船越町1113番地
TEL: 0957-22-2324